

[事案 2024-325] 入院給付金等支払請求

・令和7年7月7日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月から令和6年6月上旬にかけて、腫瘍性大腸炎・肛門周囲膿瘍等を原因として複数回入院し、肛門周囲膿瘍切開術や皮膚皮下腫瘍摘出術等を受けたため、平成30年8月に契約した医療保険（限定告知型）にもとづき給付金を請求したところ、入院給付金約400万円と手術給付金約350万円が支払われた。その後、令和6年6月下旬から同年8月にかけて、肛門周囲膿瘍・皮膚皮下腫瘍等の傷病で入院し手術を受けたため（本入院手術）、本契約にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を無効にして、本入院手術にかかる給付金を支払ってほしい。

- (1)潰瘍性大腸炎という難病に罹患しており、収入保障保険等の保険に入りたいと言っても審査が厳しく緩和型医療保険にしか入れないと言われたため、難病から派生する病気で家の計圧迫に備えるために医療保険に加入している。加入できる商品が限られているので、複数の医療保険に加入するのも自然なことである。
- (2)保険会社は、短期間の間に手術を受けていると主張しているが、手術が複数回になるのは、離れた場所は同時に治療できないこと、手術は原則1回に1か所と言われたので同時の治療が難しいこと、傷跡が残りやすいため過度に皮下組織に刺激を与えないために回数が重なったからである。肛門周囲膿瘍に関しては、潰瘍性大腸炎が肛門部に炎症を与えて発生するものであり、かかりたくてかかった病気ではない。
- (3)本契約は限定告知型であり、契約時に申告した健康状態や過去の傷病歴などをもとにリスクを判断している以上、自分の難病から支払事由が発生しやすいことは、保険会社は想像できたはずである。
- (4)他社の契約では何の問題もなく給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、5件の生命保険に加入し、入院給付金日額は合計5万円、外来の手術給付金額は32万5千円に上っており、申立人と年齢および収入が一致する世帯主の民間の生命保険商品への加入件数の平均値と比較して大幅に上回っており、極めて不自然な加入状況になっている。
- (2)申立人は、責任開始前の症状と疑われる皮膚腫瘍を責任開始後の任意の時期に細切乐的に多数回手術し、手術給付金を受領した。申立人は、令和6年6月までの間に各生命保険会社等から合計4000万円を超える著しく過大な給付金を取得したものと考えられる。
- (3)これらの事情からすると、申立人の契約は、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときに該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状および医学的知見などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。